
プロジェクト	資本の特徴を有する金融商品
項目	ディスカッション・ペーパーの概要及び 2018 年 10 月開催 ASAF 会議への対応

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2018 年 6 月 28 日に、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品（Financial Instruments with Characteristics of Equity ; FICE）」（以下「DP」という。）を公表した（コメント期限は、2019 年 1 月 7 日）。DP は負債と資本を総称して「請求権（claim）」と呼んだうえで、金融商品である請求権について、それを金融負債と資本性金融商品のいずれに分類するかについて検討している。
2. 第 73 回 ASAF 対応専門委員会（2018 年 9 月 11 日開催）及び第 392 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 12 日開催）では、DP の課題意識と基本的な提案（第 1 章から第 3 章）について紹介し、次の点を検討した。

(1) 今後の時間軸を踏まえた DP への対応の基本方針

今後の時間軸を踏まえて、次の 2 段階で対応を行うことを提案した。

① 2018 年 10 月開催の ASAF 会議への対応

DP での提案が、これまでの ASAF 会議で議論した内容とほぼ同じであり、同様の懸念があると考えられることから、時間的な制約も踏まえて、これまでの ASAF 会議での発言を基礎に対応を検討する。

② ①の ASAF 会議後の対応

国際的な議論を喚起するために ASBJ から対案を示す。

②については、事務局から示した対案の例に違和感が示されたこともあり、今後、改めて事務局から案を提示することとされた。

(2) 2018 年 10 月開催の ASAF 会議への対応として、ASBJ 事務局の気付事項

(1) ①について、ASBJ 事務局の気付事項を検討し、これについて特段の異論は聞かれなかったが、DP が必要以上に広い課題に対応しようとしている可能性があり、検討すべき課題を識別して慎重に対応すべきとの意見が聞かれた。

3. 本資料では、第 73 回 ASAF 対応専門委員会及び第 392 回企業会計基準委員会での審議を踏まえて、引き続き、2018 年 10 月開催の ASAF 会議への対応として、ASBJ

事務局の気付事項の検討を行う。当該検討にあたっては、まず、前回、説明を行っていない DP 第 6 章「表示」概要の紹介から行うこととする。

なお、第 73 回 ASAF 対応専門委員会で紹介を行った DP 第 1 章から第 3 章の概要については、(別紙 1) に掲載している。また、第 73 回 ASAF 対応専門委員会及び第 392 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、(別紙 2) にまとめている。

第 6 章「表示」の概要

DP の説明

(金融負債に関する表示)

4. DP は、貸借対照表ソルベンシー及びリターンに関する評価の観点(第 2 章を参照)から、次のような表示を行うことを予備的見解としている。

(1) 財政状態計算書では、次の帳簿価額を区分表示する。

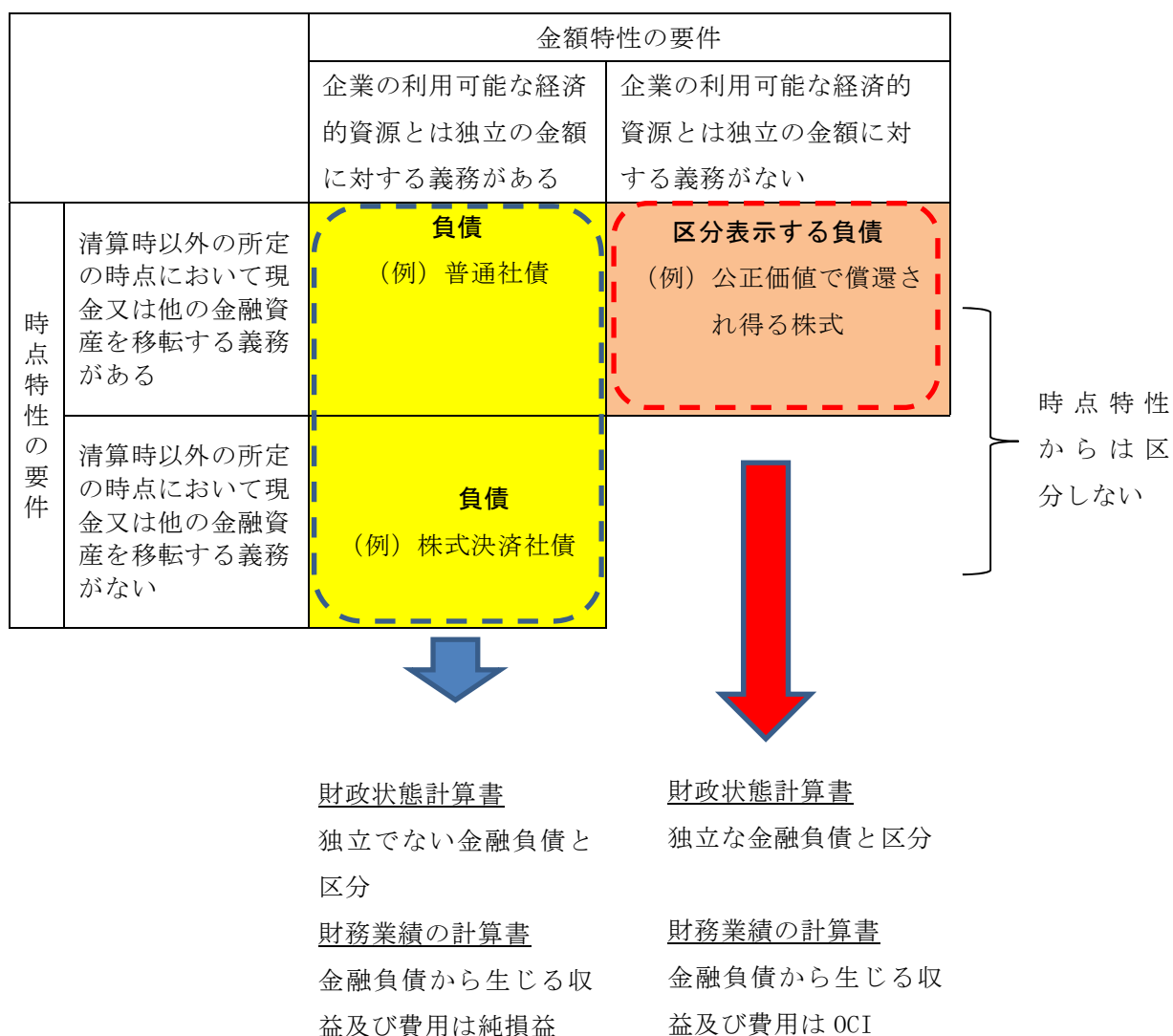
企業の利用可能な経済的資源と独立の金額に対する義務を含んでいない(企業の利用可能な経済的資源の金額に依存する)金融負債¹

(2) 財務業績の計算書では、(1)から生じる収益及び費用をその他の包括利益(OCI)に表示し、その後に純損益への振替(リサイクリング)は行わない。

5. また、DP は、資金流動性及びキャッシュ・フローに関する評価に関しては、他の IFRS 基準による表示及び開示により、既に十分な情報の提供が行われており、追加的な表示は必要ないとしている。

¹ DP 第 4 章で検討する企業自身の資本性金融商品に係るデリバティブについても、同様に追加区分による表示が行われることが提案されている。当該区分については、第 9 項以降を参照。

図表1 金融負債の区分表示



区分表示に関する予備的見解

6. 第4項(1)及び(2)の区分表示は、主に、財務業績の計算書の観点を基礎に提案されている。すなわち、DPは、第4項(1)から生じる収益及び費用について、次の点から区分表示することが有用であるとしている。

(1) これらの収益及び費用は、企業の財務業績の評価への目的適合性がない²

² DP6.12項(a)。DP2.25項では、時点特性は財務業績の評価に目的適合性がないとしている。このため、この特性のみによって金融負債に分類された請求権(第4項(1))については、当該請求権から生じる収益及び費用について、財務業績の評価に目的適合性がないとしているものと考えられる。

(2) これらの帳簿価額の変動を純損益に認識することは、企業の資産と負債の変動を不完全に認識することから生じる会計上のミスマッチにより、直観に反するように見える可能性がある

7. また、DP は、区分表示する収益及び費用の表示を検討し、OCI で区分表示とした。OCI の区分表示に関しては、次の相対的な利点と欠点を検討し、OCI が区分表示のより効果的な方法になると判断したものである。

(1) OCI の相対的な利点

- ① 企業の利用可能な経済的資源の変動による収益及び費用と純損益に表示される収益及び費用との間の区別がより明確となる
- ② 純損益の目的適合性を高める（概念フレームワークの第 7.17 項は、損益は原則として純損益に含めるものの、より目的適合的となる場合もしくは財務業績をより忠実に表現できる場合には、資産又は負債の現在価値（current value）の変動を OCI に含める例外を認めている。）
- ③ 会計のミスマッチに関する懸念（第 6 項(2)参照）を軽減する

(2) OCI の相対的な欠点

- ① 新しい OCI の使用方法を許容することになる
- ② 一部の負債性の変動を純損益に含まなくなる可能性がある
- ③ 純損益に影響を与えないよう、当該取扱いに該当するようなかたちで金融商品を組成する誘因を企業にもたらず

8. また、将来においてもこうした収益及び費用の性質は変わらないため、純損益にリサイクリングしないとしている。

(参考：企業自身の資本性金融商品に係るデリバティブの取扱い)

9. 企業自身の資本性金融商品に係るデリバティブについては、次のデリバティブ（及び、当該デリバティブから生じる収益及び費用）を財政状態計算書（及び、財務業績の計算書）において、区分して表示することとしている。

- (1) 純額がどの独立変数の影響も受けない（企業の利用可能な経済的資源に依存する変数に影響を受ける）デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債

(2) 部分的に独立したデリバティブの一部（次項以降参照）

区分表示を行う部分的に独立したデリバティブ

10. 企業の利用可能な経済的資源と部分的に独立なデリバティブに関しては、企業の利用可能な経済的資源と独立な部分と依存する部分の組合せであるため、区分表示をどのように適用するかが問題となる。
11. この点、DP では、独立な部分と依存する部分を分解するアプローチ（「分解アプローチ」）と、分解せずに一定の要件を満たすもののみを区分表示する（OCI とする）アプローチ（「要件ベースのアプローチ」）の2つを検討し、表示の要求事項の目的をより適切に達成するとの評価から、要件ベースのアプローチを採用することとした。要件ベースのアプローチにおいて、区分表示される金融負債の要件は次のとおりである。
- (1) デリバティブの純額価値が、当該デリバティブの表示通貨であって企業の機能通貨でない通貨以外の独立した変数から影響を受けない
 - (2) 外国通貨のエクスポージャーにレバレッジがかかっていない
 - (3) 外国通貨のエクスポージャーがオプションの特徴を有していない
 - (4) 外的な要因（法律、規制、商慣行など）により、外国通貨で表示している

要件ベースのアプローチの混合金融商品への適用

12. DP は、前項の取扱いを踏まえて、混合金融商品に含まれる組込デリバティブに対する区分表示について次の2つの方法を提示しているものの、予備的見解は示していない。
- (1) 区分表示を主契約の金融商品から分離された組込デリバティブに対してのみ適用する。組込デリバティブが分離されない場合には、混合金融商品全体が、企業の利用可能な経済的資源に依存する場合にのみ適用する。
 - (2) 主契約から分離されているか否かに関わらず、全ての組込デリバティブに適用する。この場合、区分表示のため、すべての組込デリバティブを分離することになる。

³ 独立デリバティブは、要素別（disaggregation approach）ではなくデリバティブ全体（criteria-based approach）を区分表示する。

質問 7

IASB の予備的見解（第 4 項及び第 5 項）に同意するか、同意しないか。
また、それはなぜか。

また、IASB の複合金融商品の組込みデリバティブについて、区分表示を求めることを検討した。どちらのアプローチが望ましいと考えるか。

(資本性金融商品に関する表示)

13. 同じ資本に区分される金融商品でも、異なる特性を反映して、異なる金額の残余リターンの配分を生じさせる可能性がある。こうした特性の違いは、例えば、次のようなものがある。
 - (1) 清算時の優先度（例えば、非累積型優先株式）
 - (2) ペイオフ（ワラント）及び偶発性（オプション）
 - (3) 配当、買戻し、その他分配に関する制限
14. DP では、こうした特性の違いに関する情報は財務諸表利用者が資本性金融商品の間での分配に関して分析を行う際に有益とし、次のような方法で、企業が資本性金融商品に関する情報を提供することを検討している。
 - (1) 持分変動計算書において、企業の発行する普通株式以外の資本性金融商品に対しても、包括利益を帰属させることにより、リターンの配分に関する情報を提供する（本章で検討）。
 - (2) 潜在的な普通株式の希薄化や資本性デリバティブの公正価値に関する開示情報を改善する（第 7 章で検討）。

持分変動計算書における包括利益の帰属（第 14 項(1)）

15. 現行の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）は、財務業績の計算書、財政状態計算書、持分変動計算書において、次の点を要求している
 - (1) 財務業績の計算書の純損益の部及び OCI の部に加えて、当期の純損益及び OCI の配分として、非支配持分と親会社の所有者に帰属する当期の純損益と包括利益をそれぞれ表示すること（IAS 第 1 号第 81B 項）。
 - (2) 財政状態計算書及び持分変動計算書の資本の部を、少なくとも非支配持分及び親会社持分に分けて表示する（IAS 第 1 号第 54 項(q)及び(r)）。

- (3) 持分変動計算書には、①当期の包括利益を非支配持分及び親会社持分にそれぞれ帰属させた金額、②所有者としての所有者との取引、に由来する持分の変動に関する情報を含んでいる（IAS 第1号第106項）。
16. また、IAS 第33号「1株当たり利益」（以下「IAS 第33号」という。）では、企業が普通株式以外の資本性金融商品を発行している場合に、それらに対しても純損益を帰属させることを要求しているが、情報は限定的としている。
17. これらの現行の開示を踏まえて、DPでは、第14項14(1)に関して、IAS 第1号で要求される情報を、資本合計及び資本変動を普通株式と普通株式以外の資本性金融商品との間で分解すべきとの予備的見解を示している。当該分解（包括利益合計の他の資本性金融商品への帰属の拡張）は、資本性金融商品の異なる特性が資本性金融商品の間でのリターンの分配に与える影響についての情報提供を改善するとしている。

資本の各クラスに帰属させるべき金額－非デリバティブ資本性金融商品

18. DPの予備的見解では、純損益及びOCI合計の資本性金融商品に対する帰属は、現行のIAS 第33号における普通株式に対する基本的1株当たり利益の計算方法に従うべきである⁴としている。

資本の各クラスに帰属させるべき金額－デリバティブ資本性金融商品

19. DPでは、デリバティブ資本性金融商品に対する包括利益の帰属方法を検討し、次の複数の候補を示しているが、予備的見解には至らなかったとしている。
- (1) 全面公正価値アプローチ: デリバティブの公正価値の変動額を当該デリバティブへ帰属させ、包括利益の残余部分を普通株式に帰属させる。
 - (2) 期中平均アプローチ: 資本の内訳項目の期中平均公正価値合計に対するデリバティブの期中平均公正価値の割合に基づき包括利益をデリバティブに帰属させる。
 - (3) 期末日アプローチ: 資本の内訳項目の期末日の公正価値合計に対するデリバティブの期末日の公正価値の相対的割合に基づき、期末における当該デリバティブに対する帰属可能純資産を計算し、当該デリバティブの期首帳簿価額と帰属

⁴ IAS 第33号は、基本的1株当たり利益の計算にあたり、例えば、次の金額を調整することを要求している。

- (1) 非累積型優先株式に対する優先配当の税引後金額及び当該株式の買戻しのために支払われた対価の帳簿価額と公正価値との差額
- (2) 事前に決められた算式に従って普通株式の配当に参加する資本性金融商品（参加型資本性金融商品）に配分された金額

可能純資産との差額を当該デリバティブに帰属させる。

(4) 開示のみ、帰属を行わない

図表 2 それぞれの帰属アプローチの利点及び欠点

	利点	欠点
全面公正価値	<ul style="list-style-type: none"> 負債に分類されるデリバティブと同様の情報が提供される オプション契約の公正価値は、普通株式が発行される可能性がある確率を反映する 公正価値は、デリバティブの帳簿価額の基礎として理解可能な測定である 	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブの公正価値の変動額はインプットが開示されていない限り、当該商品のリターンに関する重要な予想価値がない デリバティブの公正価値の変動額が期中の包括利益を上回り、普通株式への経済的なリターンがプラスであっても帰属される包括利益がマイナスとなる可能性がある 普通株式の PER 及び PBR を歪める
期中平均	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブを普通株式と同様に扱い、期中の平均公正価値の相対的比率に基づき、包括利益を配分することになるため、期中の業績をより良く反映できる 	<ul style="list-style-type: none"> 計算にはデリバティブの期中平均公正価値が必要となる 期末の帳簿価額は有用な情報とならない可能性がある
期末日	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブを普通株式と同様に扱い、期末の公正価値の相対的比率に基づき、帳簿価額を決定することになるため、期末の帳簿価額をより良く反映できる 	<ul style="list-style-type: none"> 業績の配分を正確に表せない可能性がある

質問 8

IASB の予備的見解では、収益と費用の帰属を普通株式以外にも拡張することは、資本性金融商品の間のリターンの分配を分析する財務諸表利用者に有用であると考えます。こうした考えに、同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

また、IASB の予備的見解では、非デリバティブ資本性金融商品の帰属の計算は、既存の IAS 第 33 号に基づくべきであると考えています。こうした考えに、同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

デリバティブ資本性金融商品の帰属については、次のアプローチを検討したものの、予備的見解には至っていない。どのアプローチが望ましいと考えるか。

- (1) 全面公正価値アプローチ
- (2) 期中平均アプローチ

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (3) 期末日アプローチ (4) 開示のみ、帰属を行わない |
|--|

ASBJ 事務局の気付事項

20. DP に対する ASBJ 事務局の気付事項は次のとおりである（第 73 回 ASAF 対応専門委員会からの修正を修正履歴で示している）。

（本プロジェクトの方針）

- (1) 本プロジェクトは、基本的に IAS 第 32 号の分類結果を概ね維持することとし、分類の要件の根拠を明確化することを方針としており、いる。その過程で、利用者が行う評価に関する概念フレームワークの記述に触れている（DP2. 15 項）。
- が、この方針に賛成するか反対するかで、コメントの方向性が大きく異なるものと考えられる。この方針についてどのように考えるか概念フレームワークに立ち返る場合により重要なのは、収益及び費用の定義に含まれる「持分請求権の保有者」を、どの請求権の保有者にするのかという点であると考えられるが、その視点からの検討が DP では欠けている。このため、当該視点からの検討が必要と考える。

（検討することの便益の有無）

- (1)(2) 課題とされる項目の中には、過去の基準開発活動の中で取り上げたものもあり、再検討の必要性が必ずしも明確でないものがあるほか、分類の要件の根拠を明確化するとしつつも例外（一部のプッタブル金融商品の分類、一部の外貨建新株予約権の表示）を提案しており、再検討を行う便益が明らかでない。

（要件の複雑性有用性の不明確さ）

- (2)(3) 負債と資本の区分の要件は時点特性と金額特性の 2 つの観点からの組合せとなっており、これによりもたらされる情報の便益が明瞭でないと考えられる複雑であると考えられる。特に、時点特性の要件に関しては、清算時か否かを問題としている理由が DP では明確でない。また、DP は当該要件が期限到来時に義務を履行するために必要とされる経済的資源を有しているか否かの評価に役立つとしている（DP2. 17 項）が、こうした義務には短期のものから長期のものまで様々なものがあることを踏まえると、清算時か否かの一時点を問

題とする負債と資本の区分がどのようにこの評価に役立つか疑問である。このため、当該要件が利用者の評価に役立つ理由をより明瞭に示すべきである。

-(損益に含めるべき項目と含めるべきでない項目との区分)-

(3) 我々は、負債と資本の区分は、どのような項目の変動を損益とするかを区分するうえで重要と考えているが、時点特性の要件については、財務業績に対する目的適合性がないものとされているなど、IASB の選好するアプローチが損益に含めるべき項目と含めるべきでない項目との区分について、意味のある区分を提供しているか、明確でないと考えられる。

-(その他の包括利益 (OCI) の利用)-(第 6 章に関連するため、次回に検討)-

(4) DP では、一部の項目の変動から生じる収益及び費用についてを OCI の利用とすることに目的適合性がありと、その場合、純損益へのリサイクリングの禁止を提案している。この点、DP は、OCI を利用することの利点として、純損益に表示される収益及び費用の明確な区別を提供する等を挙げているが、DP でも指摘されるように、「財務報告に関する概念フレームワーク」において OCI の種類を特定していない中で、新たな種類の OCI を付け加えることになり、無秩序に OCI の利用が広がる懸念が生じる。

また、DP では、対象の項目を、単独のデリバティブか、複合金融商品に含まれる組込デリバティブか、公正価値オプションが適用される金融商品全体であると分析しており (DP6. 20 項)、IFRS 第 9 号の下では、前者の項目から生じる収益及び費用は純損益とされ、後者の項目から生じる収益及び費用は、信用リスクの変動に係る分を OCI (純損益へのリサイクリングは禁止) とすることを除き、純損益とされる。このため、DP における、収益及び費用を OCI とする提案は IFRS 第 9 号の取扱いと異なっており、認識及び測定 of 要求事項の変更を対象としないとの方針 (DP1. 22 項) と整合していないと考えられる。

さらに、DP では、OCI とした収益及び費用の性質は将来も変化しないことから純損益へのリサイクリングの禁止を提案しているが、これは「財務報告に関する概念フレームワーク」で 7. 19 項の純損益に関する以下の記述⁵と整合しな

⁵ IASB 「財務報告に関する概念フレームワーク」7. 19 項は以下のとおりである。
原則として、ある期間にその他の包括利益に含められた収益及び費用は、将来の期間において、その他の包括利益から純損益計算書に振り替えられる。その将来の期間とは、そうすることにより、純損益計算書が目的適合性のより高い情報を提供することとなる時点、又は企業の当該将来期間の財務業績のより忠実な表現を提供することとなる時点である。しかし、例えば、振替がそのような結果を生じる期間や振り替えるべき金額を特定するための明確な

い可能性があると考えられる。すなわち、「財務報告に関する概念フレームワーク」は、純損益へのリサイクリングを原則とする中、収益及び費用の性質の変化の有無をリサイクリング禁止の理由に挙げておらず、理由の例として挙げられるリサイクリングの時点や金額の不明確さに関しても、このような金融負債については、通常、リサイクリングする時点や金額は明確と考えられ、リサイクリングすることになると考えられるためである。

(各請求権に対する損益の帰属) ~~(第6章に関連するため、次回に検討)~~

~~(4)(5)~~ 資本に区分される、普通株式以外の請求権に対する損益包括利益合計の割当て(帰属)については、優先株式に対して優先配当の割当てが行われる点については意味がある可能性があると考えられる一方、ワラントについては、公正価値で測定を行う等の3つのDPのアプローチにはそれぞれ一長一短があり、あえて包括利益の帰属額を算定することの残余であると定義されている資本に関して再測定が想定されているとは考えられず、また、その割当ては仮想的なものであり、便益が必ずしも明らかでないと考えられる。

(その他、明確化の必要性等)

~~(5)(6)~~ IASBの選好するアプローチで示される原則の「義務」には、清算時において経済的資源を移転する義務を含んでいるが、このことは、継続企業的前提と相容れないと考えられる。また、清算時には残余財産が請求権の優先度に従って分配されていく中で、不足する財産の割当ては要求されないため、「回避不可能」という概念が適切か不明確であると考えられる。

~~(6)(7)~~ 「企業の利用可能な経済的資源」の概念及び「企業の利用可能な経済的資源と独立」の概念については、DPの記述はその必要性や内容について理解が困難であり、事例を含む分かりやすい説明が必要と考えられる。

ディスカッション・ポイント

- (1) 本資料の第4項から第19項までのDPの概要について、何かご質問はあるか。
- (2) 本資料第20項のASBJ事務局の気付事項について、ご意見をいただ

基礎がない場合には、当審議会は、基準を開発する際に、その他の包括利益に含めた収益及び費用をその後に振り替えないことを決定する可能性がある。

きたい。

以 上

(別紙1) DP 第1章-第3章の概要 (第73回 ASAF 対応専門委員会資料(2)-2)

第1章「目的、範囲及び課題」の概要

DPの説明

1. 本章では、IAS 第32号「金融商品：表示」(以下「IAS 第32号」という。)で扱う金融負債と資本性金融商品の区分に関して、これまで利害関係者から指摘された課題と、当該課題への対応方針案を説明している。

(IAS 第32号の課題)

2. IAS 第32号で扱う金融負債と資本性金融商品の区分に関しては、これまで次の課題が指摘されてきたとされている。

(1) 概念上の課題 (DP1.28項-1.32項)

企業自身の株式を引き渡して決済する義務を金融負債と資本性金融商品のいずれに分類するかについて、取扱いは明確だが、その根拠が明確でない。また、企業自身の株式は経済的資源に該当しないため、企業自身の資本性金融商品を引き渡す契約上の義務も金融負債に分類するIAS 第32号の定義は、負債を「経済的資源を移転する現在の義務」とする概念フレームワークの定義と整合していない。このため、IFRS 基準全体での整合性を図ることが困難となっている。さらに、分類の根拠が明確でないため、分類の結果が有用な情報を提供しているかについて疑問が持たれている。

(2) 適用上の課題 (DP1.35項-1.37項)

金融負債と資本性金融商品の区分の根拠が不明確であるため、詳細なガイダンスが提供されていない金融商品の分類が困難であり、実務が多様化している

6。

⁶ DP では、次の商品や契約が例示されている (DP1.36項)

- (1) デリバティブ金融商品：いわゆる「固定対固定条件」(契約が固定額の現金又は他の金融資産と自社の固定数の資本性金融商品と交換する場合には資本とされ、それ以外の場合には負債とされる分類の条件)の適用に不明確さがある。特に、希薄化防止条項が含まれる場合のガイダンスが求められている。
- (2) 外貨建株主割当発行：いわゆる固定対固定条件の例外として資本に分類されるが、他の商品(外貨建転換社債における転換オプション)との不整合が指摘されている。
- (3) 企業自身の株式を償還する義務を含む契約：償還金額の現在価値を金融負債として(総額で)表示する必要があるか否かについて疑問が提起されている。
- (4) 条件付決済条項：負債部分について、条件付であることを含むべきか否かについて疑問

(3) 情報提供に関する課題 (DP1. 33 項-1. 34 項)

金融負債又は資本性金融商品は様々な特性を有している可能性があり、金融負債と資本性金融商品のいずれかに分類しただけではその一部の特性に関する情報しか提供できない。

(IAS 第 32 号の課題への対応方針)

3. DP は、負債と資本の 2 元的な区分を前提として、次の方針で検討を行っている。
 - (1) IAS 第 32 号の見直しは、特定の部分についてではなく、その全体について行うものの、IAS 第 32 号は大部分の金融商品に問題なく適用され金融危機時にも根本的な問題はなかったため、IAS 第 32 号の分類結果を不用意に変更することはせず、分類の原則の根拠を明確化する。
 - (2) 企業自身の株式と交換に決済する契約上の権利又は義務 (又はその両方) の分類に関して、首尾一貫性、完全性及び明瞭性を改善する。
 - (3) 負債と資本の区分以外の表示や開示による情報提供の必要性も検討する。
 - (4) 金融負債に適用される認識及び測定 of 要求事項を変更しない。認識及び測定については、基本的に IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」が適用される。
4. IASB は、金融負債又は資本性金融商品への分類や、請求権の特徴に関する情報の提供は財務諸表利用者の意思決定に影響を与える重要な課題であると捉えている。また、継続的な金融イノベーションにより IAS 第 32 号の対象となる請求権の多様性が増している。このため、DP では、本資料の第 2 項の課題は基準レベルの解決策を検討するに値するとしている。具体的に、IASB は次のことを行っている。
 - (1) 負債又は資本への分類の基礎となる根拠を提供するアプローチを開発した。
 - (2) (1) の根拠に基づいて、金融負債又は資本性金融商品への分類のための原則を明確にし、IAS 第 32 号の適用についての課題への対応について検討した。
 - (3) 金融商品の表示及び開示の原則を開発した。

質問 1

が提起されている。

- (5) 契約条件：請求権の発行者の義務が、経済的インセンティブや法令など、契約条件以外の影響を受ける場合の取扱いが明確でない。

1.23 項から 1.37 項は、識別された課題を記述し、それらの原因の説明を示している。

- (a) 課題及びそれらの原因についての記述に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。課題の原因となっている他の要因があると考えるか。
- (b) 識別された課題は財務諸表利用者にとって重要で、基準設定活動を必要とするのに十分なほど広範なものであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

第 2 章「IASB の選好するアプローチ」の概要

DP の説明

- 5. 本章では、負債と資本の区分が財務諸表利用者のどのような評価に役立つかを検討したうえで、負債と資本の区分に関する原則（「IASB の選好するアプローチ」）を提案している。

（財務諸表利用者にとって目的適合性のある請求権の特性）

- 6. DP は、請求権の特性は、企業のキャッシュ・フローが企業に対する請求権の保有者の間でどのように分配されるのか、に影響を与えるものであり、そうした請求権の特性を、単純な債券（例えば、CU100 の現金を 2 年後に支払う義務）と普通株式をもとに、以下のように識別した。
 - (1) 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転することを企業に要求するか（債券は 2 年後、株式は清算時）。
 - (2) 企業が移転することを要求される金額がどのように決定されるか（債券の場合は固定金額、株式は純資産に対する比例的な取り分）。
 - (3) 企業が移転することを要求される経済的資源の種類は何か（債券の場合には現金）。
 - (4) 請求権の優先度（債券は株式よりも優先される）。
- 7. 前項を踏まえて、DP は、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」における記述や、これまでの負債と資本の区分に関するプロジェクト（FICE プロジェクト）を通じての財務諸表利用者及びその他の利害関係者からのフィードバックを

もとに、請求権の特性の情報に関して財務諸表利用者の行う評価として、次の評価を識別している。

(1) 資金流動性及びキャッシュ・フローに関する評価

- ① 企業が期限到来時に義務を履行するために必要とされる経済的資源を有しているか。

(2) 貸借対照表ソルベンシー及びリターン(発生主義に基づいて計測されるリターン)に関する評価

- ① ある時点において、企業が義務を履行するために十分な経済的資源を保有しているか
- ② 請求権が達成することを義務付けているリターンを満たす経済的資源に対する十分なリターンを企業は生み出したか

8. 前項のそれぞれの評価については、請求権の特性との関係を含め、図表 1 のとおり整理されている。

図表 1 財務諸表利用者が行う評価と情報提供される請求権の特性との関係

	資金流動性及び CF に関する評価 (DP2. 19-2. 25 項)	貸借対照表ソルベンシー及びリターン に関する評価 (DP2. 26-2. 31 項)
評価内容	企業が期限到来時に義務を履行するために必要とされる経済的資源を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ある時点において企業が義務を履行するために十分な経済的資源を保有しているか 請求権が要求しているリターンを満たすために十分な経済的資源に対するリターンを企業が獲得したか
評価が必要な理由	経済的資源の移転を要求する時点が特定されることで、その時点に、義務の履行に必要な種類の経済的資源（例えば、現金）を有していないリスクが生じるため。	請求権の金額の定め方や他の請求権との間の優先順位によって、履行する義務の金額が企業の利用可能な経済的資源を上回るリスクが生じるため。
利用者が評価に当たり考慮する事項	<ul style="list-style-type: none"> 現金を生み出す時期と支払時期との関係 調達と運用の流動性のミスマッチの程度 企業が晒されている市場流動性と金融市場の流動性の程度、等 	<ul style="list-style-type: none"> 義務を履行するための十分な経済的資源の有無や不足の場合の各請求権の間での不足の配分方法 利用可能な経済的資源の変動に対応して変動する請求権を有する程度 請求権の発行又は再調達により、新規の経済的資源の獲得や既存の経済的資源を維持する能力
主要情報	経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転することを要求する請求権と、要求しない請求権を区別できる情報	企業の利用可能な経済的資源とは独立した金額の請求権と独立していない金額の請求権を区別できる情報
改善情報	流動・固定や流動性の序列等の追加的な情報、満期分析に関する情報	優先劣後関係の順序や様々なペイオフに関する追加的な情報
財務業績の評価との関係	経済的資源の移転のタイミングに関する情報は、財務業績の評価への目的適合性はない。	概念フレームワーク 1.17 項で検討しているように、発生主義会計は、企業の過去及び将来の業績を評価するためのより良好な基礎を提供する。取引及び他の事象が企業の請求権に与える影響は金額の描写によって捕捉される。

(分類により描写されるべき特徴、表示又は開示により描写されるべき特徴)

9. IASB の予備的見解としては、図表 1 の主要情報を財政状態計算書における負債と資本の区分により提供し、次善情報を他の表示や開示により提供すべきとしている。
10. 図表 1 の主要情報に基づき、「IASB の選好するアプローチ」は、請求権が次のいずれかの義務を含んでいる場合には、当該請求権を負債に分類し、いずれも含まない場合には、資本に分類することとされている⁷。
- (1) 経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する回避不可能な義務（資金流動性及びキャッシュ・フローに関する評価に関係する。以下「時点特性の要件」という。）
- なお、DP では、検討の対象を IAS 第 32 号の適用対象である金融商品としているため、「経済的資源」については、「現金又は他の金融資産」と同じ趣旨で用いられている。
- (2) 企業の利用可能な経済的資源⁸と独立の金額⁹に対する回避不可能な義務（貸借対照表ソルベンシー及びリターンに関する評価に関係する。以下「金額特性の要件」という。）

図表 2 IASB の選好するアプローチ

		金額特性の要件	
		企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がある	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がない
時点特性の要件	経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する義務がある	負債 (例) 普通社債	負債 (例) 公正価値で償還される株式
	経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する義務がない	負債 (例) 株式決済社債	資本 (例) 普通株式

⁷ IASB の議論の過程で、「ガンマ・アプローチ」と呼ばれていたものと同様である。DP は、(1)と(2)のどちらか片方の特性のみに基づいて分類した場合、分類の原則は単純化されるものの、表示や開示により追加提供すべき情報が多くなるとしている。

⁸ 「企業の利用可能な経済的資源」については、第 14 項を参照。

⁹ 「独立」については、第 14 項を参照。

11. IASB の選好するアプローチでは、前項の 2 つの特性のうち片方しか有していない請求権でも負債に分類されるが、どの特性を有するかという追加の情報を提供するために、片方の特性しか有していない請求権を負債の部の中で区分表示することが検討されている（DP 第 6 章で検討）。
12. また、図表 1 の次善情報も財務諸表利用者にとって目的適合性があるため、こうした特性に関する情報を、他の表示や開示によって提供することが検討されている（DP 第 6 章及び第 7 章で検討）。

質問 2

IASB の選好するアプローチは、請求権が次のいずれかを含んでいる場合には、当該請求権を負債に分類する。

(a) 経済的資源を、清算時以外の所定の時点において移転する回避不可能な義務

(b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

これは、これらの両方の特性が、企業の財政状態や財務業績の評価への目的適合性があるためである。

IASB の予備的見解では、請求権に関する他の特性に関する情報は、表示及び開示を通じて提供されるべきである。

こうした提案に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

第 3 章「非デリバティブ金融商品の分類」の概要

DP の説明

(IASB の選好するアプローチによる非デリバティブ金融商品の分類)

13. 非デリバティブ金融商品に対しては、IASB の選好するアプローチ（本資料の第 10 項）をそのまま適用することとなる。すなわち、非デリバティブ金融商品が次のいずれかを含んでいる場合には、当該非デリバティブ金融商品を負債に分類し、いずれも含まない場合には、資本に分類するとされている。

(1) 清算時以外の所定の時点において現金又は他の金融資産¹⁰を移転する回避不可能な契約上の義務

(2) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

IASB の選好するアプローチを非デリバティブ金融商品に適用する場合、次のようになると考えられる。

(1) 単純な債券：負債

(2) 固定金額の現金と同額の可変数の株式を引き渡す義務¹¹：負債

(3) 配当が固定額の累積型優先株式で期限のないもの¹²：負債（IAS 第 32 号では資本）

(4) 普通株式：資本

企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関する追加的なガイダンス

14. 企業は、請求権の金額（検討対象の請求権の契約上の義務の金額）が企業の利用可能な経済的資源から独立しているかを契約条項により評価することとされ、次のいずれかに該当する場合に、企業の利用可能な経済的資源から独立しているとしている。（DP3.18 項）

(1) 請求権の金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動しない。

(2) 請求権の金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動するものの、当該金額が企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性があるように変動する¹³。

ここで、「企業の利用可能な経済的資源」とは、企業の認識済み及び未認識の資産の合計から、検証対象の請求権以外の全ての請求権を差し引いたものをいう。

当該ガイダンスの趣旨については、DP では必ずしも明確ではないが、貸借対照

¹⁰ 経済的資源を「現金又は他の金融資産」に置き換えている点については、本資料の第 10 項 (1)を参照のこと。

¹¹ 我が国の場合、所定の時点で固定金額の現金と同額の可変数の普通株式を引き渡す強制転換型の優先株式が該当するのではないかと考えられるが、当該株式には、発行者及び／又は保有者の期限前償還（転換）オプションが付されていることが多いと考えられる。

¹² 我が国でも発行例が見られる同条件の優先株式が該当すると考えられるが、当該株式には発行者及び／又は保有者の期限前償還（転換）オプションが付されることが多いと考えられる。

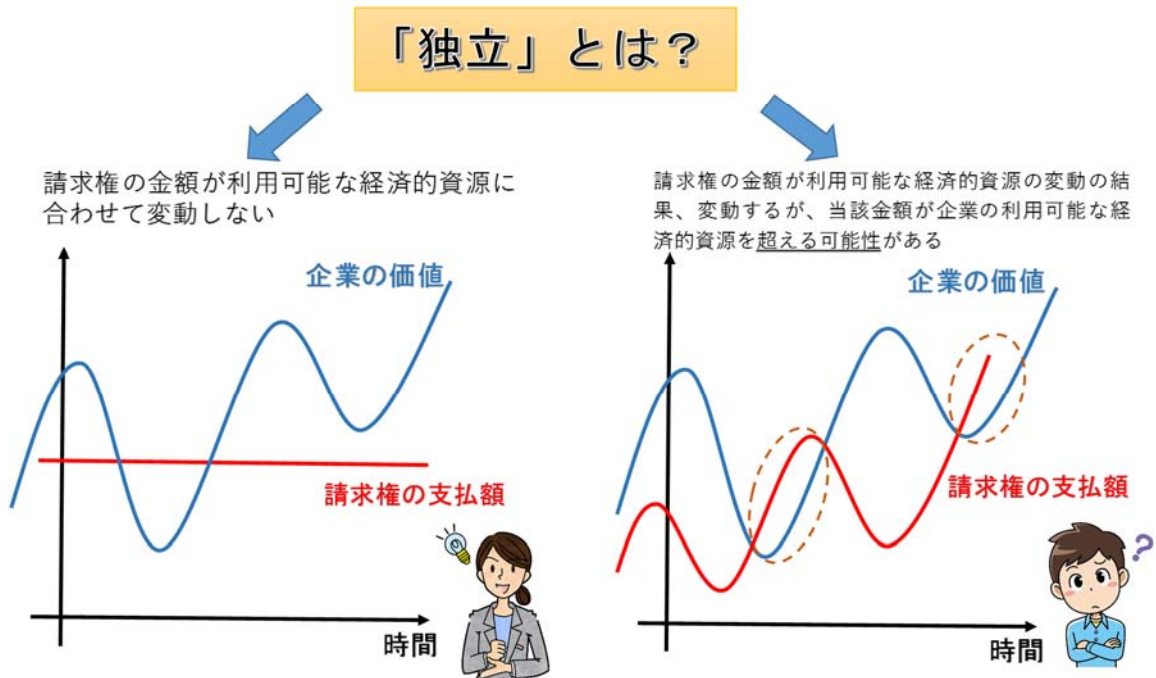
¹³ DP では、金融商品の金額が、認識済み及び未認識の純資産の公正価値の変動の 2 倍に関連づけられている場合が例示されている。

表ソルベンシー及びリターンの評価では、履行する義務の金額が企業の利用可能な経済的資源を上回るリスクに着目しており、当該リスクを生じる可能性のあるものとならないものを区別するためではないかと考えられる。

15. 「企業の利用可能な経済的資源から独立」のイメージを図示するとともに、簡単な設例を示す。

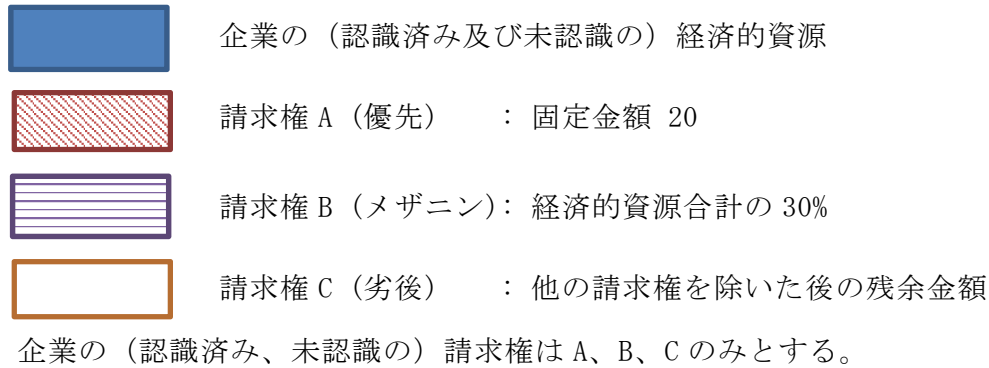
金額特性の区分

請求権の金額が企業の利用可能な経済的資源と「独立」の場合に、負債とされます。



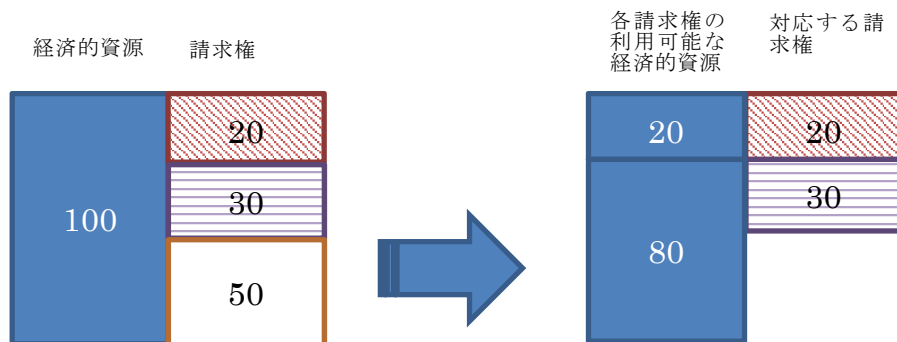
DP の記述を元に、ASBJ スタッフが作成した設例

請求権の金額が利用可能な経済的資源の変動の結果、変動する場合の例

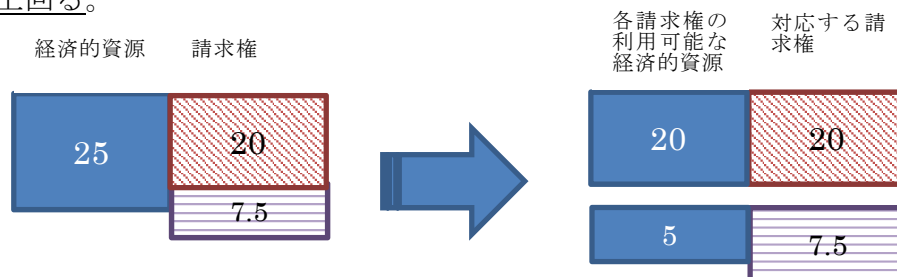


請求権 B について、ケース 1 とケース 2 で、請求権と企業の利用可能な経済的資源（経済的資源合計から請求権 A と請求権 C を除いて算定）を比較して、請求権と企業の利用可能な経済的資源が独立か否かを分析する。

（ケース 1） 企業の経済的資源合計 100：請求権 B の利用可能な経済的資源は請求権 A の 20 を除く 80 となる（請求権 C は残余のため 0 と仮定）。請求権 B 30（ $=100 \times 30\%$ ）は、利用可能な経済的資源 80 を下回る。



（ケース 2） 企業の経済的資源合計 25：請求権 B の利用可能な経済的資源は請求権 A の 20 を除く 5 となる。請求権 B 7.5（ $=25 \times 30\%$ ）は、利用可能な経済的資源 5 を上回る。



（結論） ケース 2 のように、請求権 B は、当該請求権の金額が企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性があり（請求権は企業の利用可能な経済的資源と独立）、負債となる。

非デリバティブ金融商品を構成要素とする複合金融商品

16. 非デリバティブ金融商品を構成要素とする複合金融商品について、企業は負債部分と資本部分を区分するとの IAS 第 32 号の要求事項を維持することを IASB の予備的見解としている。

質問 3

IASB の選好するアプローチは、非デリバティブ金融商品が次のいずれかを含んでいる場合には、当該非デリバティブ金融商品を負債に分類する。

- (a) 清算時以外の所定の時点に、現金又は他の金融資産を移転する回避不可能な義務
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

これは、金融商品に非デリバティブ金融負債の特性を有する決済結果が少なくとも 1 つある場合にもあてはまる。

この提案に同意するか、同意しないか。また、それはなぜか。

(別紙 2) 第 73 回 ASAF 対応専門委員会及び第 392 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

第 73 回 ASAF 対応専門委員会

(DP の概要)

1. DP での負債と資本の区分では、2つの要件のいずれかに該当するものを負債とし、それ以外を資本とする方法を採用しているが、両要件に該当するものを資本とし、負債をそれ以外とする方が分かりやすいのではないか。
2. 資料(2)-2の金額特性の「独立」に関する設例(本資料別紙1第15項以下)で示される請求権B(負債に分類)は、残余の請求権C(資本に分類)と類似の性質を示しながら分類が異なることに違和感がある。
3. NCI プットオプションについては日本の企業でも多く利用されているので、DP の NCI プットオプションの取扱いの明確化は実務上、大きな影響が想定されると考えられる。

(DP への対応方針)

4. 我が国の企業の場合、負債と資本の区分にあたってはまず会社法の考え方が基礎にあるため、対案を示していくうえでは、会社法の取扱いを踏まえて議論していく必要があると考えられる。
5. 本プロジェクトがIAS第32号における企業自身の資本性金融商品による決済について不明確な点を明確にするという趣旨のもとに始まったことを鑑みれば、あまり手を広げず、その点に焦点を当てて議論を進めることが考えられるのではないか。
6. 負債と資本の区分に関する議論は、何が問題かが整理されていない状況であると理解しており、そのような中で現状のDPの提案をそのまま通してしまうと、想定していなかった副作用が生じる懸念があると考ええる。
7. 資料(2)-1第12項の図表2は、企業自身の資本性金融商品による決済の問題に対する1つの解決策を示しているものと理解しており、最劣後請求権者の持分が希薄化する持分はすべて負債である、との考え方に立てばこのようになると考えられる。

第 392 回企業会計基準委員会

8. 主に明確化のための質疑応答が中心であった。

(別紙3) DP の構成

タイトル	各章で検討する事項
第1章 目的、範囲及び課題	IAS 第32号で扱う金融負債と資本性金融商品の区別に関して、これまで指摘された課題と、当該課題への対応方針を説明している。この中では、主に、IAS 第32号における結果を不用意には変更しないものの、その論拠に不明確な部分があったとの課題意識から、当該論拠の明確化に焦点を当てる方針が示されている。
第2章 IASB の選好するアプローチ	負債と資本の区分が財務諸表利用者のどのような評価に役立つかを検討したうえで、負債と資本の区分に関する原則（「IASB の選好するアプローチ」）を提案している。
第3章 非デリバティブ金融商品の分類	前章のIASB の選好するアプローチを非デリバティブ金融商品に適用した結果について、IAS 第32号の結果と比較しながら説明している。また、IAS 第32号にある一部のプッタブル金融商品を資本に区分する例外措置を維持することを提案している。
第4章 デリバティブ金融商品の分類	IASB の選好するアプローチをデリバティブ金融商品へ適用する際に、デリバティブに適した表現に修正することを提案している。また、IASB の選好するアプローチをデリバティブ金融商品に適用した結果について、IAS 第32号の結果と比較しながら説明している。
第5章 複合金融商品及び償還義務の取決め	前章で議論されなかった一部のデリバティブ（負債と資本を交換するデリバティブ）については複合金融商品の一部とされることが多いことを踏まえて、追加の要件（金融商品の組成に関わらず全ての類似した契約上の権利及び義務を統合的に分類する）を提案している。
第6章 表示	金融商品の特徴に関して金融負債と資本性金融商品の区別だけでは提供される情報が十分ではないとの認識から、財務諸表本体における追加の表示の可能性について検討している。具体的には、金融負債について、その一部を負債の部の中で区分表示し、発生した損益をその他の包括利益に認識すること（ただし、リサイクリングしない）を提案している。また、資本性金融商品について、当期の包括利益を各資本性金融商品に割り当てる（帰属させる）ことを提案している。

第7章 開示	金融商品の特征に関して金融負債と資本性金融商品の区別だけでは提供される情報が十分ではないとの認識から、注記を通じた情報提供を検討している。優先度、普通株式の希薄化の可能性、及び契約条項に関する追加的開示を行うことを提案している。
第8章 契約条件	金融負債と資本性金融商品の区別に際して、当該金融商品の契約上の条件のみに着目し、発行者の経済的インセンティブ及び法令などの契約上の条件以外の影響については考慮しないことを提案している。

(別紙 4) IFRS の現行の取扱い

1. 金融負債と資本性金融商品の区別に関しては、主に、IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）で扱われている。IAS 第 32 号は、金融商品が次のいずれかに該当する場合、それを金融負債に分類する（IAS 第 32 号第 11 項）とされている。

(1) 次のいずれかの契約上の義務。

- ① 現金又はその他の金融資産を引き渡す義務
- ② 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務

(2) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの。

- ① デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるか又はその可能性があるもの
- ② デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの

なお、次の例外が設けられている。

(a) (2)②を満たすデリバティブのうち、外貨建の株主割当発行¹⁴は資本性金融商品に分類する。

(b) 一定の条件を満たすプッタブル金融商品（IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項）又は清算時比例配分義務（IAS 第 32 号第 16C 項及び第 16D 項）は、資本性金融商品に分類する。

2. 資本性金融商品は、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約であるとされ、前項で金融負債に当てはまらない場合とされている（IAS 第 32 号第 11 項、第 16 項）。

3. また、金融負債である金融商品又はその構成要素に関連した利息、配当、損失及び

¹⁴ 「外貨建の株主割当発行」とは、何らかの通貨の固定額と交換に企業自身の固定数の資本性金融商品を取得する権利、オプション又は新株予約権は、企業が当該権利、オプション又は新株予約権であって、デリバティブ以外の同一クラスの企業自身の資本性金融商品の現存の所有者のすべてに比例的に提供するものをいう（IAS 第 32 号第 16 項(b)(ii)）。

利得は、純損益に収益又は費用として認識することとされ、資本性金融商品の保有者に対する分配は、資本に直接認識することとされている（IAS 第 32 号第 35 項）。

（我が国の会計基準における取扱い）

我が国では、IAS第32号のように、金融負債と資本性金融商品の区別に関する包括的な会計基準はないが、関連するものとして次のような取扱いが設けられている。

- (1) 金融負債について、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」では、「他の企業に金融資産を引渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務である。」とされている。
- (2) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）では、貸借対照表の貸方を負債の部と純資産の部に区分することが要求されている。そして、負債の部には原則として返済義務を有するものが、純資産の部にはそれ以外のものが含まれる。当該純資産の部には、例えば、新株予約権や非支配株主持分が含まれることとなっている。他方、資本は、株主に帰属する部分を指す位置付けが明らかとなるように株主資本とされ、純資産の構成項目となっている。純資産会計基準に従った場合、株式の発行額は株主資本として、社債の発行額は、返済義務を有するものとして負債として表示される。

(別紙5) IAS 第32号との分類結果の比較 (非デリバティブ)

請求権	IASBの選好するアプローチ	IAS第32号
普通社債	負債 ¹⁵	負債
普通株式	資本	資本
公正価値償還株式 (プッタブルの例外を満たさない)	区分表示する負債 タイミング：負債、金額：資本	負債
公正価値償還株式 (プッタブルの例外を満たす)	資本	資本
非償還累積型優先株式	負債 タイミング：資本、金額：負債	資本
非償還非累積型優先株式	資本(帰属) タイミング：資本、金額：資本	資本
買戻条件付非累積型優先株式 (コールしない場合には5%のステップ・アップ)	負債 タイミング：資本、金額：負債	資本
固定金額の株式を受け渡す義務	負債 タイミング：資本、金額：負債	負債
4年間に亘って固定金額と任意に普通株式配当に等しい額を支払う義務	負債要素：固定金額の支払	負債要素：固定金額の支払
	資本要素：配当相当額の支払 当初認識時は残余	資本要素：配当相当額の支払 当初認識時は残余
非償還非累積型優先株式(任意に分配を支払い、清算時には固定金額を支払う義務)	負債要素：清算時に固定金額を支払う義務 タイミング：資本、金額：負債	負債要素：なし
	資本要素：分配の支払 当初認識時は残余	資本要素：全体

¹⁵ FVPLであれば、IFRS 第9号に基づき、自己の信用リスクの変動に基づく公正価値変動は、OCIで認識する(他の「負債」も同じ)。